



昭和49年度

固定資産概要調書

東京都日野市

日野市立図書館

☎81-7354



13 70 525

目 次

I 土地に関する概要調書

第 1 表	納税義務者数に関する調	3
第 2 表	総 括 表	2
第 3 表	所有者区分による土地に関する調	4
第 4 表	宅地に関する調	6
第 5 表	住宅用地にかかる固定資産税の課税標準額等に関する調	8
第 6 表	個人の非住宅用地にかかる固定資産税の課税標準額等に関する調	8
第 7 表	宅地にかかる住宅用地・非住宅用地別の課税標準額等に関する調	10
第 8 表	土地にかかる段階別納税義務者数および課税標準額等の調	10
第 9 表	土地にかかる固定資産税の課税標準の特例等に関する調	12
第 10 表	宅地介在農地等に関する調	14
第 11 表	昭和 50 年度に新たに法定免税点以上になる見込のものに関する調	14

II 家屋に関する概要調書

第 1 表	非課税家屋に関する調	17
第 2 表	総 括 表	16
第 3 表	木造家屋に関する調	18
第 4 表 ～ 第 17 表	木造以外の家屋に関する調	22
第 18 表 ～ 第 19 表	新增分家屋に関する調	52
第 20 表 ～ 第 21 表	減少分家屋に関する調	56
第 22 表	家屋にかかる課税標準額等に関する調	58
第 23 表	法附則第 16 条の規定による軽減税額等に関する調	60
第 24 表	家屋にかかる段階別納税義務者数および課税標準額等の調	62

III 償却資産に関する概要調書

IV 昭和 49 年度市町村交付金の交付額等に関する調

I 土地に関する概要調書

人 口 (A)	面 積 (B)	人口密度 A/B (C)
人	km ²	人
98,557	27.11	3,635

第2表 総括表

区 分 地 目		地 積 (㎡)				決 定 価 格 (千円)		
		非課税 地 積 (イ)	評 価 総地積 (ロ)	法定免 税点未 満の もの (ハ)	法定免 税点以 上の もの (ニ) (ロ)-(ハ)	総 額 (ホ)	法定免 税点未 満の もの (ヘ)	法定免 税点以 上のもの (ホ)-(ヘ) (ト)
田		40920	2938198	100911	2837287	18857638	577691	18279947
畑		95818	3182344	131928	3050416	22692390	766114	21926276
宅 地	一 般 住 宅 地	123388	4011401	55912	3955484	44515802	525876	43989926
	併用 住 宅 地		483604	82	483522	13834707	1,024	13833683
	農家の住宅地		741495		741495	6729991		6729991
	その他の住宅地	1620	2665327	283	2665044	38667286	2524	38664762
	計	125008	7901827	56277	7845550	103747786	529424	103218362
塩 田								
鉱 泉 地								
池 沼			10509	6	10503	212		212
山 林		225238	1788673	156367	1632306	1656996	4424	1652572
牧 場								
原 野		119430	76229	11745	64484	19468	202	19266
雑 種 地	ゴルフ場の用地							
	遊園地等の用地		190477		190477	1307934		1307934
	鉄 軌 道 用 地	16446	165304		165304	878010		878010
	その他の雑種地	167966	474625	3289	471336	4102827	6076	4096751
	計	184412	830406	3289	827117	6288771	6076	6282695
そ の 他		4849159						
合 計		5639985	16728186	460523	16267663	153263261	1883931	151379330

第1表 納税義務者数に関する調

個人 法人の別	納 税 義 務 者 数		
	総 数 (A)	法定免税点未満のもの (B)	法定免税点以上のもの (C)
個 人	15,354	1,586 (A)	13,768
法 人	631	60	571
計	15,985	1,646	14,339

(ト)にか かる課税 標準額 (千円) (チ)	筆 数				単位単り価格 (円)	
	非課税地筆 数 (リ)	評価総筆数 (ヌ)	法定免税点 未満のもの (ル)	法定免税点 以上のもの (ヌ)-(ル) (ヲ)	平均価格 (ホ) (ロ) (ワ)	最高価格 (カ)
1,197,308	316	8310	347	7,963	6418	98
2091,281	492	6,327	362	5,965	7131	70
9,745,225	341	18033	954	17,079	11,097	100853
3681,774		1,471	4	1,467	28608	164629
1,167,387		1,111		1,111	9,076	21,787
2667,2684	7	4188	12	4,176	14507	164,151
41,267,070	348	24803	970	23,833	13130	164629
200		12	1	11	20	2032
976027	254	2145	291	1,854	926	28
15485	91	185	39	146	255	2032
900008		26		26	6867	10161
619263	150	553		553	5311	11,132
2179,596	116	1,506	31	1,475	8644	60469
3698867	266	2085	31	2054	7573	60469
	11,564					
49246238	13331	43867	2041	41,826	9162	

第3表 所有者区分による土地に関する調

区 分 地 目		所有者数 (人)		地 積 (㎡)		決定価格 (千円)	
		個 人 (イ)	法 人 (ロ)	個 人 (ハ)	法 人 (ニ)	個 人 (ホ)	法 人 (ヘ)
田		1,136	23	2,755,743	81,544	17,823,402	456,545
畑		1,495	29	2,943,097	107,319	21,236,041	690,235
宅 地	一 般 住 宅 地	12,550	267	2,941,779	1,013,710	32,663,848	11,326,078
	併用住宅地	149	13	410,151	73,371	11,992,441	1,841,242
	農家の住宅地	138		741,495		6,729,991	
	その他の宅地	153	254	212,237	2,452,807	2,084,226	36,580,536
	計	12,990	534	4,305,662	3,539,888	53,470,506	49,747,856
塩 田							
鉱 泉 地							
池 沼		7	1	9,774	729	141	71
山 林		682	60	1,202,764	369,542	465,131	1,187,441
牧 場							
原 野		78	12	46,864	17,620	1,654	17,612
雑 種 地	ゴルフ場の用地						
	遊園地等の用地		1		190,477		1,307,934
	鉄 軌 道 用 地	2	1	198	165,106	873	877,137
	その他の雑種地	537	142	184,363	286,973	1,857,523	2,239,228
	計	539	144	184,561	642,556	1,858,396	4,424,299
合 計		16,927	803	11,508,465	4,759,198	94,855,271	56,524,059

課税評準額 (千円)		筆 数		単 位 当 り 価 格 (円)			
個 人 (ト)	法 人 (チ)	個 人 (リ)	法 人 (ヌ)	平均価格		最高価格	
				個 人 (ハ) (ル)	法 人 (ヘ) (ヲ)	個 人 (ワ)	法 人 (カ)
912,464	284,844	7,789	174	6,468	5,599	98	71
1,761,416	329,865	5,803	162	7,216	6,432	70	70
7,840,066	1,905,159	16,117	962	11,103	11,173	100,853	75,625
2,945,898	735,876	1,374	93	29,239	25,095	88,320	164,629
1,167,387		1,111		9,076		21,787	
727,173	25,945,511	1,689	2,487	9,820	14,914	164,151	163,198
12,680,524	28,586,546	20,291	3,542	12,419	14,054	164,151	164,629
131	69	9	2	14	97	2,032	2,032
163,178	81,2849	1,547	307	368	3,213	28	28
1,042	14,443	128	18	35	1,000	2,032	2,032
	900,008		26		6,867		10,161
262	619,001	2	551	4,409	5,313	4,640	11,132
603,204	1,576,392	801	674	10,075	7,803	60,469	22,979
603,466	3,095,401	803	1,251	10,069	6,885	60,469	22,979
16,122,221	33,124,017	36,370	5,456	8,242	11,877		

第4表 宅地に関する調

区 分 地 区 別		地 積 (1) (m^2)	決 定 価 格 (ロ) (千円)	価税評準額 (ハ) (千円)
商業地区	繁 華 街			
	高度商業地区			
	普通商業地区	107,461	5,280,569	1,847,434
	計	107,461	5,280,569	1,847,434
住宅地区	併用住宅地区	105,246	2,066,088	691,024
	高級住宅地区			
	普通住宅地区	6,045,295	74,520,559	25,473,013
	計	6,150,541	76,586,647	26,164,037
工業地区	大工場地区	976,691	14,885,656	10,368,466
	中小工場地区	297,344	3,330,041	1,576,399
	家内工地区			
	計	1,274,035	18,215,697	11,944,865
村落地区	集 団 地 区	313,513	3,135,449	1,310,734
	村 落 地 区			
	計	313,513	3,135,449	1,310,734
特 殊 地 区				
合 計		7,845,550	103,218,362	41,267,070

単 位 当 り 価 格 (円)		最高価格地の所在地
平 均 価 格 (ロ) (イ)	最 高 価 格	
49,139	164,629	多摩平2-3-3
49,139	164,629	多摩平2-3-3
19,631	35,392	豊 田 3-42-9
12,327	30,250	豊 田 4-34-6
12,452	35,392	豊 田 3-42-9
15,241	16,023	富士町1-1
11,199	27,878	日野台1-23-7
14,298	27,878	日野台1-23-7
10,001	13,007	落 川 1072-4
10,001	13,007	落 川 1072-4
13,156	164,629	多摩平2-3-3

第5表 住宅用地にかかる固定資産税の課税標準額等に関する調（補足調査その1）

区 分			納税義務者数 (人)	
住 宅 用 地	小 規 模 住 宅 用 地	価格の4分の1の額で課税されたもの	1,250(739)	
		調整対象小 規模住宅用 地	価格の100分の15の額で 課税されたもの	7,140(3,931)
			そ の 他	2,400(267)
		小 計		10,790(4937)
	住 宅 用 地 (小規模住宅 用地部分を 除く)	価格の2分の1の額で課税されたもの	58	
		価格の100分の30の額で課税されたもの	3,889	
		負担調整措置を継続しているもの	988	
		小 計		4,935
合 計		15,725(4937)		

第6表 個人の非住宅用地にかかる固定資産税の課税標準額等に関する調（補足調査その2）

区 分			納税義務者数(人)
個 人 の 非 住 宅 用 地	価格に対する昭和49年度課税標準額の割合 30%のもの	宅 地	2,991(101)
		その他	791
		計	3,782(101)
	" 30%を超え40%以下のもの	宅 地	334(29)
		その他	199
		計	533(29)
	" 40%を超え66.6%以下のもの	宅 地	234(19)
		その他	51
		計	285(19)
	" 66.6%を超え100%以下のもの	宅 地	()
		その他	515
		計	515()
	合 計	宅 地	3,559(149)
		その他	1,556
		計	5,115(149)

地 積 (m^2)	決 定 価 格 (千円)	課 税 標 準 額 (千円)	筆 数
676,068	10,285,228	2,571,307	1,564(835)
2,489,146	29,768,447	4,465,267	10,826(5,564)
544,738	6,648,697	1,597,680	3,210(365)
3,709,952	46,702,372	8,634,254	15,600(6,764)
26,152	384,009	192,004	65
1,154,094	13,058,154	3,917,446	5,517
155,436	2,046,419	825,596	1,182
1,335,682	15,488,582	4,935,046	6,764
5,045,634	62,190,954	13,569,300	22,364(6,764)

地 積 (m^2)	決 定 価 格 (千円)	課 税 標 準 額 (千円)	筆 数
172,906	2,232,389	669,716	4,490(154)
218,740	1,827,019	548,105	1,151
391,646	4,059,408	1,217,821	5,641(154)
92,888	1,068,397	400,115	445(43)
74,904	811,761	278,838	257
167,792	1,880,158	678,953	702(43)
66,203	580,444	324,257	294(20)
12,521	147,511	72,308	51
78,724	727,955	396,565	345(20)
			()
1,266,608	27,994	25,739	1,380
1,266,608	27,994	25,739	1,380()
331,997	3,881,230	1,394,088	5,229(217)
1,572,773	2,814,285	924,990	2,839
1,904,770	6,695,515	2,319,078	8,068(217)

第7表 宅地にかかる住宅用地・非住宅用地別の課税標準額等に関する調(補足調査 その3)

区 分		地 積 (m ²)			決 定 価	
		個 人	法 人	計	個 人	法 人
一般住宅地	住宅用地	2,941,779	1,013,710	3,955,489	32,663,848	11,326,078
	非住宅用地					
併用住宅地	住宅用地	368,049	58,259	426,308	10,879,047	1,275,600
	非住宅用地	42,102	15,112	57,214	1,113,394	565,642
農家の住宅地	住宅用地	657,459		657,459	5,966,440	
	非住宅用地	84,036		84,036	763,551	
その他の宅地	住宅用地	6,378		6,378	79,941	
	非住宅用地	205,859	2,452,807	2,658,666	2,004,285	36,580,536
計	住宅用地	3,973,665	1,071,969	5,045,634	49,589,276	12,601,678
	非住宅用地	331,997	2,467,919	2,799,916	3,881,230	37,146,178

格 (千円)	課 税 標 準 額 (千円)			所有者数 (人)		筆 数	
計	個 人	法 人	計	個人	法人	個人	法人
43,989,926	7,840,066	1,905,159	9,745,225	11,058	267	16,117	962
12,154,647	2,493,631	377,705	2,871,336	1,122	28	1,146	64
1,679,036	452,267	358,171	810,438	148	13	227	29
5,966,440	929,083		929,083	569		1,035	
763,551	238,304		238,304	65		76	
79,941	23,656		23,656	33		36	
38,584,821	703,517	25,945,511	26,649,028	892	276	1,654	2,487
62,190,954	11,286,436	2,282,864	13,569,300	12,782	295	18,334	1,026
41,027,408	1,394,088	26,303,682	27,697,770	1,105	289	1,957	2,516

第8表 土地にかかる段階別納税義務者数および課税標準額等の調(補足調査 その4)

区 分	15万円未満のもの	15万円以上16万円未満のもの	16万円以上17万円未満のもの	17万円以上18万円未満のもの	18万円以上19万円未満のもの	19万円以上20万円未満のもの
納税義務者数 (人)	1,646	168	174	194	252	306
課税標準額 (千円)	106,483	26,038	28,726	34,006	46,692	59,694
総 地 積	460,523	18,169	25,258	22,428	34,582	46,295

20万円以上25万円未満のもの	25万円以上30万円未満のもの	30万円以上35万円未満のもの	35万円以上40万円未満のもの	40万円以上50万円未満のもの	50万円以上のもの	計
1,272	1,327	1,165	951	1,391	7,139	15,985
284,640	367,757	377,316	354,720	619,964	47,046,685	49,352,721
222,015	251,398	224,372	190,642	351,221	14,881,283	16,728,186

第9表 土地にかかる固定資産税の課税標準の特例等に関する調(補正調査 その5)

区分 地目	地方税法第349条の3第9項		地方税法第349条の3第14項		地方税法第349条の3第15項		地方税法第349条の3第18項		地方税法第349条の3第
	評価額の $\frac{1}{2}$ の額 (千円)	減額とな る課税標 準額 (千円)	評価額の $\frac{1}{2}$ の額 (千円)	減額とな る課税標 準額 (千円)	評価額の $\frac{1}{2}$ の額 (千円)	減額とな る課税標 準額 (千円)	評価額の $\frac{1}{2}$ の額 (千円)	減額とな る課税標 準額 (千円)	評価額の $\frac{1}{2}$ の額 (千円)
田									
畑									
宅 地									
塩 田									
鉱泉地									
池 沼									
山 林									
牧 場									
原 野									
雑種地									
計									

第349 19項	地方税法第349条の3の2第1項		地方税法第349条の3の2第2項		地方税法付則第15条第10項		計	
減額とな る課税標 準額 (千円)	評価額の $\frac{1}{2}$ の額 (千円)	減額とな る課税標 準額 (千円)	評価額の $\frac{1}{4}$ の額 (千円)	減額とな る課税標 準額 (千円)	評価額の $\frac{1}{2}$ の額 (千円)	減額とな る課税標 準額 (千円)	評価額の $\frac{1}{2}(\frac{1}{4})$ の 額 (千円)	減額とな る課税標 準額 (千円)
	192004	192004	2571307	7,713,921			2763311	7,905,925
	192004	192004	2571,307	7,713,921			2763,311	7,905,925

第10表 宅地介在農地等に関する調(補足調査 その6)

区 分		地 積 (m ²)			決 定 価 格 (千円)			
		評 価 総 地 積	法定免税 点未満の もの	法定免税 点以上の もの	総 額	法定免税 点未満の もの	法定免税点 以上のもの	
宅地 介 在 田		91,156	252	90,904	530,655	150	530,505	
宅地 介 在 畑		112,340	207	112,133	784,268	692	783,576	
宅地 介 在 山 林		176,556	267	176,289	1,613,128	1,076	1,612,052	
農地 介 在 山 林								
市 街 化 区 域 農 地	田	A農地	11,009	11,009	224,534		224,534	
		B農地	996,605	3,564	993,041	7,664,209	25,888	7,638,321
		C農地	1,826,216	97,094	1,729,122	10,437,371	551,653	9,885,718
		小 計	2,833,830	100,658	2,733,172	18,326,114	577,541	17,748,573
	畑	A農地	96,541	909	95,632	1,236,378		1,236,378
		B農地	1,732,275	9,161	1,723,114	14,083,992	69,469	14,014,523
		C農地	1,154,203	119,932	1,034,271	6,584,248	692,763	5,891,485
		小 計	2,983,019	130,002	2,853,017	21,904,618	762,232	21,142,386
	計	A農地	107,550	909	106,641	1,460,912		1,460,912
		B農地	2,728,880	12,725	2,716,155	21,748,201	95,357	21,652,844
		C農地	2,980,419	217,026	2,763,393	17,021,619	1,244,416	15,777,203
		合 計	5,816,849	230,660	5,586,189	40,230,732	1,339,773	38,890,959

第11表 昭和50年度に新たに法定免税点以上になる見込のものに関する調(補足調査

区 分	地 積 (m ²)	昭和50年度分 課税標準額 (千円) (イ)	左にかかる昭和49 年度分課税標準額 (千円) (ロ)
固 定 資 産 税	233,165	144,976	20,292
都 市 計 画 税	232,755	280,920	

単位当り 平均価格 (円)	課 税 標 準 額 (千円)			筆 数			所有者数 (人)
	総 額	法定免税 点未満の もの	法定免税点 以上のもの	総 数	法定免税 点未満の もの	法定免税点 以上のもの	
5,821	296,608	45	296,563	264	2	262	105
6,981	392,921	207	392,714	344	6	338	216
9,137	842,789	325	842,464	383	9	374	237
20,395	44,907		44,907	37		37	15
7,690	766,420	2,589	763,831	2,995	32	2,963	664
5,715	65,029	3,421	61,608	4,959	313	4,646	835
6,467	876,356	6,010	870,346	7,991	345	7,646	1,514
12,807	247,275		247,275	199	1	198	117
8,130	1,408,398	6,947	1,401,451	3,485	87	3,398	1,148
5,705	20,718	2,151	18,567	2,187	265	1,922	637
7,343	1,676,391	9,098	1,667,293	5,871	353	5,518	1,902
13,584	292,182		292,182	236	1	235	132
7,970	2,174,818	9,536	2,165,282	6,480	119	6,361	1,812
5,711	85,747	5,572	80,175	7,146	578	6,568	1,472
6,916	2,552,747	15,108	2,537,639	13,862	698	13,164	3,416

その7)

納 税 義 務 者 数 (人) (イ)	1 人 当 り 課 税 標 準 額	
	(イ) (円)	(ロ) (円)
298	486,497	68,094
298	942,685	

Ⅱ 家屋に関する概要調書

区 分	指示平均価額 (円)	単位当り価額 指示平均価額 (%)
木 造 家 屋	9,137	100
木造以外の家屋	20,773	100
計	14,815	100

第2表 総括表

区 分		個人が所有する家屋			法 人
		総 数	法定免税点未 満のもの	法定免税点以 上のもの	総 数
納 税 義 務 者 数		15,097	837	14,260	395
棟 数	木 造	21,918	845	21,073	748
	木 造 以 外	1,313		1,313	1,439
	計	23,231	845	22,386	2,187
床 面 数	木 造	1,256,450	32,552	1,223,898	107,830
	木 造 以 外	381,811		381,811	920,559
	計	1,638,261	32,552	1,605,709	1,028,389
決 定 価 格	木 造	11,839,808	41,539	11,798,269	614,619
	木 造 以 外	6,094,478		6,094,478	21,015,138
	計	17,934,286	41,539	17,892,747	21,629,757
単 位 当 り 価 格	木 造	9,423	1,276	9,640	5,700
	木 造 以 外	15,962		15,962	22,829
	計	10,947	1,276	11,143	21,033

人 口 (イ)	98,557人
面 積 (ロ)	27.11km ²
人口密度 $\frac{(イ)}{(ロ)}$	3,635人

第1表 非課税家屋に関する調

区 分	棟 数	床 面 積
非 課 税 家 屋	1,279	135,114

が所有する家屋		合 計		
法定免税点未 満のもの	法定免税点以 上のもの	総 数	法定免税点未 満のもの	法定免税点以 上のもの
10	385	15,492	847	14,645
10	738	22,666	855	21,811
	1,439	2,752		2,752
10	2,177	25,418	855	24,563
696	107,134	1,364,277	33,248	1,331,029
	920,559	1,302,370		1,302,370
696	1,027,693	2,666,647	33,248	2,633,399
552	614,067	12,454,427	42,091	12,412,336
	21,015,138	27,109,616		27,109,616
552	21,629,205	39,564,043	42,091	39,521,952
793	5,732	9,129	1,266	9,325
	22,829	20,815		20,815
793	21,046	14,836	1,266	15,007

第3表 木造家屋に関する調

区 分 家屋の 種 類		所有者数			棟 数			床
		総 数 (イ)	法定免 税点未 満の もの (ロ)	法定免 税点以 上の もの (イ)-(ロ) (ハ)	総 数 (ニ)	法定免 税点未 満の もの (ホ)	法定免 税点以 上の もの (ニ)-(ホ) (ヘ)	総 数 (ト)
専用住宅	1 一般住宅	12,868	683	12,185	14,833	696	14,137	924,313
	2 農家	229		229	244		244	29,036
	(1+2) 計	13,097	683	12,414	15,077	696	14,381	953,349
3 共同住宅・寄宿舎		582	1	581	684	1	683	106,150
併用住宅	4 住宅部分 一般住宅	1,140	27	1,113	1,280	28	1,252	69,590
	5 住宅部分 農家							
	6 その他の用の部分	1,140	27	1,113	1,280	28	1,252	39,674
	計 (4+5+6) (棟数について1.5+5)	2,280	54	2,226	1,280	28	1,252	109,264
7 農家住宅		445	43	402	454	43	411	64,597
8 養蚕住宅								
9 漁業者住宅								
10 普通・旅館・料亭・待合		8		8	19		19	2,066
11 ホテル・簡易旅館・山荘旅館		2		2	3		3	350
12 事務所・銀行		60	3	57	73	3	70	9,978
13 店 舗		175	33	142	185	33	152	12,250
14 劇場・映画館								
15 公衆浴場		8		8	8		8	1,954
16 病院		10		10	14		14	5,127

面 積		決 定 価 格 (千円)			単 位 当 り 価 格 (円)		
法定免 税点未 満の もの (チ)	法定免 税点以 上の もの (ト)-(チ) (リ)	総 数 (ヌ)	法定免 税点未 満の もの (ル)	法定免 税点以 上の もの (ヌ)-(ル) (ワ)	(ヌ) (ト)	(ル) (チ)	(ヌ) (リ)
25,776	898,537	9,707,905	34,438	9,673,467	10,503	1,336	10,766
	29,036	214,750		214,750	7,396		7,396
25,776	927,573	9,922,655	34,438	9,888,217	10,408	1,336	10,660
75	106,075	1,028,336	76	1,028,260	9,688	1,013	9,694
1,083	68,507	560,217	842	559,375	8,050	777	8,165
534	39,140	329,017	414	328,603	8,293	775	8,396
1,617	107,647	889,234	1,256	887,978	8,138	776	8,249
3,085	61,512	98,782	1,885	96,897	1,529	611	1,575
	2,066	18,115		18,115	8,768		8,768
	350	2,540		2,540	7,257		7,257
83	9,895	56,928	162	56,766	5,705	1,952	5,737
808	11,442	57,089	1,219	55,870	4,660	1,509	4,883
	1,954	11,126		11,126	5,694		5,694
	5,127	19,447		19,447	3,793		3,793

区分 家屋の 種類		所有者数			棟数			床
		総数 (イ)	法定免 税満 の (ロ)	法定免 税点以 上の (イ)-(ロ) (ハ)	総数 (ニ)	法定免 税満 の (ホ)	法定免 税点以 上の (ニ)-(ホ) (ヘ)	総数 (ト)
工場	農家 17用	5		5	6		6	595
	その他の 18用	118	8	110	202	8	194	46,573
	計 (17+18)	123	8	115	208	8	200	47,168
倉庫	農家 19用							
	その他の 20用	86	4	82	115	4	111	15,250
	計 (19+20)	86	4	82	115	4	111	15,250
土蔵	一般住宅 21用							
	農家 22用	7		7	7		7	278
	計 (21+22)	7		7	7		7	278
付室・煙草乾燥場を 含める 家(酪農舎・蚕 舎)	一般住宅 23用	705	8	697	782	9	773	4,487
	農家 24用	927	30	897	1,448	30	1,418	13,280
	その他の 25用	1,401		1,401	2,309		2,309	18,729
	計 (23+24+25)	3,033	38	2,995	4,539	39	4,500	36,496
合 計		19,916	867	19,049	22,666	855	21,811	1,364,277
同上内訳一	一般住宅用 1+3+4+21+23	15,295	719	14,576	17,579	734	16,845	1,104,540
	農家 2+5+8+17+19+22	1,613	73	1,540	2,159	73	2,086	107,786
	その他の用 6+9+10+11+12+13+14+15+16+18+20+25	3,008	75	2,933	4,208	76	4,132	151,951
同上内訳二	基準年度の評価によるもの	18,846	867	17,979	21,575	855	20,720	1,285,615
	第二年度の評価によるもの	1,070		1,070	1,091		1,091	78,662
	第三年度の評価によるもの							

面 積		決 定 価 格 (千円)			単位当り価格 (円)		
法定免税 点未満の もの (チ)	法定免税点 以上のもの (ト)-(チ) (リ)	総 数 (ヌ)	法定免 税点未 満のも の (ル)	法定免税点 以上のもの (ヌ)-(ル) (ヲ)	$\frac{(ヌ)}{(ト)}$	$\frac{(ル)}{(チ)}$	$\frac{(ヲ)}{(リ)}$
	595	644		644	1,082		1,082
577	45,996	172,620	377	172,243	3,706	653	3,745
577	46,591	173,264	377	172,887	3,673	653	3,711
234	15,016	56,557	78	56,479	3,709	333	3,761
234	15,016	56,557	78	56,479	3,709	333	3,761
	278	1,451		1,451	5,219		5,219
	278	1,451		1,451	5,219		5,219
232	4,255	18,567	620	17,947	4,138	2,672	4,218
761	12,519	30,836	1,930	28,856	2,322	2,602	2,305
	18,729	69,500		69,500	3,711		3,711
993	35,503	118,903	2,600	116,303	3,258	2,618	3,276
33,248	1,331,029	12,454,427	42,091	12,412,336	9,129	1,266	9,325
27,166	1,077,374	11,315,025	35,976	11,279,049	10,244	1,324	10,465
3,846	103,940	346,463	3,865	342,598	3,214	1,005	3,296
2,236	149,715	792,939	2,250	790,689	5,218	1,006	5,281
33,248	1,252,367	10,751,271	42,091	10,709,180	8,363	1,266	8,551
	78,662	1,703,156		1,703,156	21,652		21,652

第4表 木造以外の家屋に関する調

(1) 事務所・店舗・百貨店

区 分 構造別	所 有 者 数		
	総 数 (イ)	法定免税点未満 のもの (ロ)	法定免税点以上のもの (ハ)
鉄骨鉄筋コンクリート造			
鉄筋コンクリート造	52		52
鉄 骨 造	49		49
軽 量 鉄 骨 造	40		40
れ ん が 造 コンクリートブロック造	21		21
計	162		162

区 分 構造別	床 面 積		
	総 数 (ト)	法定免税点未満 のもの (チ)	法定免税点以上のもの (ト)-(チ) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造			
鉄筋コンクリート造	125,694		125,694
鉄 骨 造	26,700		26,700
軽 量 鉄 骨 造	2,247		2,247
れ ん が 造 コンクリートブロック造	489		489
計	155,130		155,130

棟 数					
総 数		法定免税点未満のもの		法定免税点以上のもの	
棟 数 (ニ)	主たる用途 以外の棟数	棟 数 (ホ)	主たる用途 以外の棟数	棟 数 (ニ)-(ホ) (ヘ)	主たる用途 以外の棟数
84				84	
53				53	
44				44	
21				21	
202				202	

決 定 価 格 (千円)			単 位 当 り 価 格 (円)		
総 数 (ヌ)	法定免税点 未満のもの (ル)	法定免税点以 上のもの (ヌ)-(ル) (ヲ)	$\frac{(ヌ)}{(ト)}$ (ワ)	$\frac{(ル)}{(チ)}$ ()	$\frac{(ヲ)}{(リ)}$ (ヨ)
4,150,195		4,150,195	33,018		33,018
1,033,091		1,033,091	38,693		38,693
26,751		26,751	11,905		11,905
4,837		4,837	9,892		9,892
5,214,874		5,214,874	33,616		33,616

第5表 木造以外の家屋に関する調

(2) 住宅・アパート(一般住宅用)

区 別 構造別	所 有 者 数		
	総 数 (イ)	法定免税点未満 のもの (ロ)	法定免税点以上のもの (イ)-(ロ) (ハ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	22		22
鉄筋コンクリート造	562		562
鉄 骨 造	400		400
軽 量 鉄 骨 造	491		491
れ ん が 造 コンクリートブロック造	112		112
計	1,587		1,587

区 分 構造別	床 面 積		
	総 数 (ト)	法定免税点未満 のもの (チ)	法定免税点以上のもの (ト)-(チ) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	32,492		32,492
鉄筋コンクリート造	480,554		480,554
鉄 骨 造	31,608		31,608
軽 量 鉄 骨 造	37,150		37,150
れ ん が 造 コンクリートブロック造	56,862		56,862
計	638,666		638,666

棟 数					
総 数		法定免税点未満のもの		法定免税点以上のもの	
棟 数 (ニ)	主たる用途 以外の棟数	棟 数 (ホ)	主たる用途 以外の棟数	棟 (ニ)-(ホ) 数 (ヘ)	主たる用途 以外の棟数
6				6	
573				573	
64				64	
510				510	
352				352	
1,505				1,505	

決 定 価 格 (千円)			単 位 当 り 価 格 (円)		
総 数 (ヌ)	法定免税点 未満のもの (ル)	法定免税点以 上のもの (ヌ)-(ル) (ヲ)	$\frac{(ヌ)}{(ト)}$ (ワ)	$\frac{(ル)}{(チ)}$ (カ)	$\frac{(ヲ)}{(リ)}$ (ヨ)
901,894		901,894	27,757		27,757
9,623,325		9,623,325	20,025		20,025
1,007,901		1,007,901	31,888		31,888
644,621		644,621	17,352		17,352
677,135		677,135	11,908		11,908
12,854,876		12,854,876	20,128		20,128

第6表 木造以外の家屋に関する調

(3) 住宅・アパート(農家用)

区 分 構造別	所 有 者 数		
	総 数 (イ)	法定免税点未満の もの (ロ)	法定免税点以上のもの (イ)-(ロ) (ハ)
鉄骨鉄筋コンクリート造			
鉄筋コンクリート造			
鉄 骨 造			
軽 量 鉄 骨 造			
れ ん が 造 コンクリートブロック造			
計			

棟 数					
総 数		法定免税点未満のもの		法定免税点以上のもの	
棟 数 (ニ)	主たる用途 以外の棟数	棟 数 (ホ)	主たる用途 以外の棟数	棟 数 (ニ)-(ホ) (ヘ)	主たる用途 以外の棟数

区 分 構造別	床 面 積		
	総 数 (ト)	法定免税点未満の もの (チ)	法定免税点以上のもの (ト)-(チ) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造			
鉄筋コンクリート造			
鉄 骨 造			
軽 量 鉄 骨 造			
れ ん が 造 コンクリートブロック造			
計			

決 定 価 格 (千円)			単 位 当 り 価 格 (円)		
総 数 (ヌ)	法定免税点 未満のもの (ル)	法定免税点 以上のもの (ヌ)-(ル) (ヲ)	(ヌ) (ト) (ワ)	(ル) (チ) (カ)	(ヲ) (リ) (ヨ)

第7表 木造以外の家屋に関する調

(4) ホテル・病院

区分 構造別	所有者数		
	総数 (イ)	法定免税点未満のもの (ロ)	法定免税点以上のもの (イ)-(ロ) (ハ)
鉄骨鉄筋コンクリート造			
鉄筋コンクリート造	5		5
鉄骨造	2		2
軽量鉄骨造			
れんが造 コンクリートブロック造			
計	7		7

棟数					
総数		法定免税点未満のもの		法定免税点以上のもの	
棟数 (ニ)	主たる用途 以外の棟数	棟数 (ホ)	主たる用途 以外の棟数	棟数 (ニ)-(ホ) (ヘ)	主たる用途 以外の棟数
5				5	
2				2	
7				7	

区分 構造別	床面積		
	総数 (ト)	法定免税点未満のもの (チ)	法定免税点以上のもの (ト)-(チ) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造			
鉄筋コンクリート造	37,061		37,061
鉄骨造	641		641
軽量鉄骨造			
れんが造 コンクリートブロック造			
計	37,702		37,702

決定価格 (千円)			単位当り価格 (円)		
総数 (ヌ)	法定免税点 未満のもの (ル)	法定免税点 以上のもの (ヌ)-(ル) (ヲ)	(ヌ) (ト) (ワ)	(ル) (チ) (リ)	(ヲ) (リ) (ヨ)
1,318,026		1,318,026	35,564		35,564
16,401		16,401	25,587		25,587
1,334,427		1,334,427	35,394		35,394

第8表 木造以外の家屋に関する調
(5) 劇場・娯楽場用等のホール型建物

区 分 構造別	所 有 者 数		
	総 数 (イ)	法定免税点未満 のもの (ロ)	法定免税点以上のもの (イ)-(ロ) (ハ)
鉄骨鉄筋コンクリート造			
鉄筋コンクリート造			
鉄 骨 造			
軽 量 鉄 骨 造			
れ ん が 造 コンクリートブロック造			
計			

棟 数					
総 数		法定免税点未満のもの		法定免税点以上のもの	
棟 数 (ニ)	主たる用途 以外の棟数	棟 数 (ホ)	主たる用途 以外の棟数	棟 数 (ヘ)	主たる用途 以外の棟数

区 分 構造別	床 面 積		
	総 数 (ト)	法定免税点未満 のもの (チ)	法定免税点以上のもの (ト)-(チ) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造			
鉄筋コンクリート造			
鉄 骨 造			
軽 量 鉄 骨 造			
れ ん が 造 コンクリートブロック造			
計			

決 定 価 格 (千円)			単 位 当 り 価 格 (円)		
総 数 (ヌ)	法定免税点 未満のもの (ル)	法定免税点 以上のもの (ヌ)-(ル) (ワ)	$\frac{(ヌ)}{(ト)}$ (ワ)	$\frac{(ル)}{(チ)}$ (ヰ)	$\frac{(ワ)}{(リ)}$ (ヨ)

第9表 木造以外の家屋に関する調

(6) 銀行

区分 構造別	所有者数		
	総数 (イ)	法定免税点未満のもの (ロ)	法定免税点以上のもの (イ)-(ロ) (ハ)
鉄骨鉄筋コンクリート造			
鉄筋コンクリート造	4		4
鉄骨造			
軽量鉄骨造			
れんが造 コンクリートブロック造			
計	4		4

棟数					
総数		法定免税点未満のもの		法定免税点以上のもの	
棟数 (ニ)	主たる用途 以外の棟数	棟数 (ホ)	主たる用途 以外の棟数	棟数 (ニ)-(ホ) (ヘ)	主たる用途 以外の棟数
4				4	
4				4	

区分 構造別	床面積		
	総数 (ト)	法定免税点未満のもの (チ)	法定免税点以上のもの (ト)-(チ) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造			
鉄筋コンクリート造	3,160		3,160
鉄骨造			
軽量鉄骨造			
れんが造 コンクリートブロック造			
計	3,160		3,160

決定価格 (千円)			単価当り価格 (円)		
総数 (ヌ)	法定免税点 未満のもの (ル)	法定免税点 以上のもの (ヌ)-(ル) (ヲ)	$\frac{(ヌ)}{(ト)}$ (ワ)	$\frac{(ル)}{(チ)}$ (ヰ)	$\frac{(ヲ)}{(リ)}$ (ヨ)
144,649		144,649	45,775		45,775
144,649		144,649	45,775		45,775

第10表 木造以外の家屋に関する調
(7) 工場・倉庫（農家用）

区 分 構造別	所 有 者 数		
	総 数 (イ)	法定免税点未満 のもの (ロ)	法定免税点以上の もの (イ)-(ロ) (ハ)
鉄骨鉄筋コンクリート造			
鉄筋コンクリート造			
鉄 骨 造			
軽 量 鉄 骨 造			
れ ん が 造 コンクリートブロック造			
計			

棟 数					
総 数		法定免税点未満のもの		法定免税点以上のもの	
棟 数 (ニ)	主たる用途 以外の棟数	棟 数 (ホ)	主たる用途 以外の棟数	棟 数 (ニ)-(ホ) (ヘ)	主たる用途 以外の棟数

区 分 構造別	床 面 積		
	総 数 (ト)	法定免税点未満 のもの (チ)	法定免税点以上の もの (ト)-(チ) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造			
鉄筋コンクリート造			
鉄 骨 造			
軽 量 鉄 骨 造			
れ ん が 造 コンクリートブロック造			
計			

決 定 価 格 (千円)			単 位 当 り 価 格 (円)		
総 数 (ヌ)	法定免税点 未満のもの (ル)	法定免税点 以上のもの (ヌ)-(ル) (ヲ)	$\frac{(ヌ)}{(ト)}$ (ワ)	$\frac{(ル)}{(チ)}$	$\frac{(ヲ)}{(リ)}$ (ヨ)

第11表 木造以外の家屋に関する調
(8) 工場・倉庫(その他の用)

区分 構造別	所 有 者 数		
	総 数 (イ)	法定免税点未満 のもの (ロ)	法定免税点以上の もの (イ)-(ロ) (ハ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	24		24
鉄筋コンクリート造	36		36
鉄 骨 造	98		98
軽 量 鉄 骨 造	68		68
れ ん が 造 コンクリートブロック造	35		35
計	261		261

区分 構造別	床 面 積		
	総 数 (ト)	法定免税点未満 のもの (チ)	法定免税点以上の もの (ト)-(チ) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	35,511		35,511
鉄筋コンクリート造	54,350		54,350
鉄 骨 造	282,048		282,048
軽 量 鉄 骨 造	41,347		41,347
れ ん が 造 コンクリートブロック造	2,654		2,654
計	415,910		415,910

棟 数					
総 数		法定免税点未満のもの		法定免税点以上のもの	
棟 数 (ニ)	主たる用途 以外の棟数	棟 数 (ホ)	主たる用途 以外の棟数	棟 数 (ニ)-(ホ) (ヘ)	主たる用途 以外の棟数
28				28	
63				63	
270				270	
206				206	
68				68	
635				635	

決 定 価 格 (千円)			単 位 当 り 価 格 (円)		
総 数 (ヌ)	法定免税点 未満のもの (ル)	法定免税点 以上のもの (ヌ)-(ル) (ヲ)	$\frac{(ヌ)}{(ト)}$ (ワ)	$\frac{(ル)}{(チ)}$ (カ)	$\frac{(ヲ)}{(リ)}$ (ヨ)
581,892		581,892	16,386		16,386
1,431,258		1,431,258	26,334		26,334
3,872,730		3,872,730	13,731		13,731
428,608		428,608	10,366		10,366
36,826		36,826	13,876		13,876
6,351,314		6,351,314	15,271		15,271

第12表 木造以外の家屋に関する調
(9) 市 場

区 分 構造別	所 有 者 数		
	総 数 (イ)	法定免税点未満 のもの (ロ)	法定免税点以上の もの (イ)-(ロ) (ハ)
鉄骨鉄筋コンクリート造			
鉄筋コンクリート造			
鉄 骨 造	1		1
軽 量 鉄 骨 造			
れ ん が 造 コンクリートブロック造			
計	1		1

棟 数					
総 数		法定免税点未満のもの		法定免税点以上のもの	
棟 数 (ニ)	主たる用途 以外の棟数	棟 数 (ホ)	主たる用途 以外の棟数	棟 数 (ニ)-(ホ) (ヘ)	主たる用途 以外の棟数
2				2	
2				2	

区 分 構造別	床 面 積		
	総 数 (ト)	法定免税点未満 のもの (チ)	法定免税点以上の もの (ト)-(チ) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造			
鉄筋コンクリート造			
鉄 骨 造	304		304
軽 量 鉄 骨 造			
れ ん が 造 コンクリートブロック造			
計	304		304

決 定 価 格 (千円)			単 位 当 り 価 格 (円)		
総 数 (ヌ)	法定免税点 未満のもの (ル)	法定免税点 以上のもの (ヌ)-(ル) (ヲ)	$\frac{(ヌ)}{(ト)}$ (ワ)	$\frac{(ル)}{(チ)}$ (ヰ)	$\frac{(ヲ)}{(リ)}$ (ヨ)
6,309		6,309	20,753		20,753
6,309		6,309	20,753		20,753

第13表 木造以外の家屋に関する調
(10) 水力発電所

区 分 構造別	所 有 者 数		
	総 数 (イ)	法定免税点未満 のもの (ロ)	法定免税点以上の もの (イ)-(ロ) (ハ)
鉄骨鉄筋コンクリート造			
鉄筋コンクリート造			
鉄 骨 造			
軽 量 鉄 骨 造			
れ ん が 造 コンクリートブロック造			
計			

区 分 構造別	床 面 積		
	総 数 (ト)	法定免税点未満 のもの (チ)	法定免税点以上の もの (ト)-(チ) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造			
鉄筋コンクリート造			
鉄 骨 造			
軽 量 鉄 骨 造			
れ ん が 造 コンクリートブロック造			
計			

棟 数					
総 数		法定免税点未満のもの		法定免税点以上のもの	
棟 数 (ニ)	主たる用途 以外の棟数	棟 数 (ホ)	主たる用途 以外の棟数	棟 数 (ニ)-(ホ) (ヘ)	主たる用途 以外の棟数

決 定 価 格 (千円)			単 位 当 り 価 格 (円)		
総 数 (ヌ)	法定免税点 未満のもの (ル)	法定免税点 以上のもの (ヌ)-(ル) (ヲ)	$\frac{(ヌ)}{(ト)}$ (ワ)	$\frac{(ル)}{(チ)}$ (ハ)	$\frac{(ヲ)}{(リ)}$ (ヨ)

第14表 木造以外の家屋に関する調
(11) その他(一般住宅用)

区 分 構造別	所 有 者 数		
	総 数 (イ)	法定免税点未満 のもの (ロ)	法定免税点以上の もの (イ)-(ロ) (ハ)
鉄骨鉄筋コンクリート造			
鉄筋コンクリート造	19		19
鉄 骨 造	4		4
軽 量 鉄 骨 造	74		74
れ ん が 造 コンクリートブロック造	22		22
計	119		119

棟 数					
総 棟 数 (ニ)	主たる用途 以外の棟数	法定免税点未満のもの 棟 数 (ホ)	主たる用途 以外の棟数	法定免税点以上のもの 棟 数 (ニ)-(ホ) (ヘ)	主たる用途 以外の棟数
19				19	
4				4	
74				74	
24				24	
121				121	

区 分 構造別	床 面 積		
	総 数 (ト)	法定免税点未満 のもの (チ)	法定免税点以上の もの (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造			
鉄筋コンクリート造	410		410
鉄 骨 造	843		843
軽 量 鉄 骨 造	8,434		8,434
れ ん が 造 コンクリートブロック造	595		595
計	10,282		10,282

決 定 価 格 (千円)			単 位 当 り 価 格 (円)		
総 数 (ヌ)	法定免税点 未満のもの (ル)	法定免税点 以上のもの (ヌ)-(ル) (ヲ)	(ヌ) (ト) (ワ)	(ル) (チ) (リ)	(ヲ) (リ) (ヨ)
9,202		9,202	22,444		22,444
5,730		5,730	6,797		6,797
84,500		84,500	10,019		10,019
12,035		12,035	20,227		20,227
111,467		111,467	10,841		10,841

第15表 木造以外の家屋に関する調
(12) その他(農家用)

区 分 構造別	所 有 者 数		
	総 数 (イ)	法定免税点未満 のもの (ロ)	法定免税点以上の もの (イ)-(ロ) (ハ)
鉄骨鉄筋コンクリート造			
鉄筋コンクリート造			
鉄 骨 造			
軽 量 鉄 骨 造			
れ ん が 造 コンクリートブロック造			
計			

区 分 構造別	床 面 積		
	総 数 (ト)	法定免税点未満 のもの (チ)	法定免税点以上の もの (ト)-(チ) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造			
鉄筋コンクリート造			
鉄 骨 造			
軽 量 鉄 骨 造			
れ ん が 造 コンクリートブロック造			
計			

棟 数					
総 数		法定免税点未満のもの		法定免税点以上のもの	
棟 数 (ニ)	主たる用途 以外の棟数	棟 数 (ホ)	主たる用途 以外の棟数	棟 数 (ニ)-(ホ) (ヘ)	主たる用途 以外の棟数

決 定 価 格 (千円)			単 位 当 り 価 格 (円)		
総 数 (ヌ)	法定免税点 未満のもの (ル)	法定免税点 以上のもの (ヌ)-(ル) (ヲ)	$\frac{(ヌ)}{(ト)}$ (ワ)	$\frac{(ル)}{(チ)}$ ()	$\frac{(ヲ)}{(リ)}$ (ヨ)

第16表 木造以外の家屋に関する調
(13) その他(その他の用)

区 分 構造別	所 有 者 数		
	総 数 (イ)	法定免税点未満 のもの (ロ)	法定免税点以上の もの (イ)-(ロ) (ハ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	1		1
鉄筋コンクリート造	28		28
鉄 骨 造	16		16
軽 量 鉄 骨 造	26		26
れ ん が 造 コンクリートブロック造	20		20
計	91		91

棟 数					
総 数		法定免税点未満のもの		法定免税点以上のもの	
棟 数 (ニ)	主たる用途 以外の棟数	棟 数 (ホ)	主たる用途 以外の棟数	棟 数 (ニ)-(ホ) (ヘ)	主たる用途 以外の棟数
1				1	
97				97	
27				27	
70				70	
81				81	
276				276	

区 分 構造別	床 面 積		
	総 数 (ト)	法定免税点未満 のもの (チ)	法定免税点以上の もの (ト)-(チ) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	159		159
鉄筋コンクリート造	21,923		21,923
鉄 骨 造	9,676		9,676
軽 量 鉄 骨 造	6,507		6,507
れ ん が 造 コンクリートブロック造	2,951		2,951
計	41,216		41,216

決 定 価 格 (円)			単 位 当 り 価 格 (円)		
総 数 (ヌ)	法定免税点 未満のもの (ル)	法定免税点 以上のもの (ヌ)-(ル) (ヲ)	$\frac{(ヌ)}{(ト)}$ (ワ)	$\frac{(ル)}{(チ)}$ (ヅ)	$\frac{(ヲ)}{(リ)}$ (ヱ)
6,893		6,893	43,352		43,352
755,902		755,902	34,480		34,480
188,852		188,852	19,518		19,518
98,258		98,258	15,100		15,100
41,795		41,795	14,163		14,163
1,091,700		1,091,700	26,487		26,487

第17表 木造以外の家屋に関する調

(14) 合 計 (その1)

区 分 構造別		所 有 者 数		
		総 数 (イ)	法定免税点未満 のもの (ロ)	法定免税点以上 のもの (イ)-(ロ) (ハ)
鉄骨鉄筋コンクリート造		47		47
鉄筋コンクリート造		706		706
鉄 骨 造		570		570
軽 量 鉄 骨 造		699		699
れコンクリートが コンクリートブロッ造		210		210
計		2,232		2,232
同上内訳一	一 般 住 宅 用 2+11	1,706		1,706
	農 家 用 3+7+12			
	そ の 他 の 用 1+4+5+6+8+9+10+13	526		526
同上内訳二	基準年度の評価によるもの	1,684		1,684
	第二年度の評価によるもの	548		548
	第三年度の評価によるもの			

棟 数					
総 数		法定免税点未満のもの		法定免税点以上のもの	
棟 数 (ニ)	主たる用途 以外の棟数	棟 数 (ホ)	主たる用途 以外の棟数	棟 数 (ニ)-(ホ) (ヘ)	主たる用途 以外の棟数
35				35	
845				845	
422				422	
904				904	
546				546	
2,752				2,752	
1,626				1,626	
1,126				1,126	
2,554				2,554	
198				198	

第17表 木造以外の家屋に関する調

(14) 合 計 (その2)

区 分 構 造 別		床 面 積		
		総 数 (ト)	法定免税点未 満のもの (チ)	法定免税点以上 のもの (ト)-(チ) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造		68,162		68,162
鉄筋コンクリート造		723,152		723,152
鉄 骨 造		351,820		351,820
軽 量 鉄 骨 造		95,685		95,685
れコンクリートブロック造		63,551		63,551
計		1,302,370		1,302,370
同上内訳一	一 般 住 宅 用 2+11	648,948		648,948
	農 家 3+7+12			
	そ の 他 の 用 1+4+5+6+8+9+10+13	653,422		653,422
同上内訳二	基準年度の評価によるもの	1,209,378		1,209,378
	第二年度の評価によるもの	92,992		92,992
	第三年度の評価によるもの			

決 定 価 格 (千円)			単 位 当 り 価 格 (円)		
総 数 (ヌ)	法定免税点 未 満 の も の (ル)	法定免税点 以上 の も の (ヌ)-(ル) (ヲ)	$\frac{(ヌ)}{(ト)}$ (ワ)	$\frac{(ル)}{(チ)}$ (カ)	$\frac{(ヲ)}{(リ)}$ (ヨ)
1,490,679		1,490,679	21,870		21,870
17,432,557		17,432,557	24,106		24,106
6,131,014		6,131,014	17,427		17,427
1,282,738		1,282,738	13,406		13,406
772,628		772,628	12,158		12,158
27,109,616		27,109,616	20,815		20,815
12,966,343		12,966,343	19,980		19,980
14,143,273		14,143,273	21,645		21,645
23,921,784		23,921,784	19,780		19,780
3,187,832		3,187,832	34,281		34,281

第18表 新增分家屋に関する調（補足調整その1）

(1) 木造家屋

区分 家屋の種類	所有者数	棟数
	総数	総数
専用住宅	916	993
共同住宅・寄宿舍	33	34
併用住宅	57	57
農家住宅		
養蚕住宅		
漁業者住宅		
普通旅館・料亭・待合		
ホテル・簡易旅館・団体旅館		
事務所・銀行	3	3
店舗	1	1
劇場・映画館		
公衆浴場		
病院		
工場		
倉庫	1	1
土蔵		
付属家（酪農舎・蚕室・煙草乾燥場を含む）	2	2
合計	1,013	1,091
増築分にかかる数値	38	38

床面積	決定価格	単位当り価格
総数 (イ)	総数 (ロ) (千円)	(ロ) (イ) (円)
70,654	1,550,785	21,949
4,807	89,910	18,704
2,921	58,169	19,914
126	2,108	16,730
57	1,018	17,860
39	386	9,897
58	780	13,448
78,662	1,703,156	21,652
1,505	26,392	17,536

第19表 新增分家屋に関する調(補足調査その1)

(2) 木造以外の家屋(その1)

家屋の種類	区分	所有者数	棟数
	構造別	総数	総数
事務所・店舗・百貨店	鉄骨鉄筋コンクリート造		
	鉄筋コンクリート造	7	7
	鉄骨造	8	8
	軽量鉄骨造	2	2
	れんが造 コンクリートブロック造		
	計	17	17
住宅・アパート	鉄骨鉄筋コンクリート造	20	1
	鉄筋コンクリート造	272	71
	鉄骨造	142	3
	軽量鉄骨造	72	72
	れんが造 コンクリートブロック造	4	4
	計	510	151
工場・倉庫	鉄骨鉄筋コンクリート造		
	鉄筋コンクリート造	2	3
	鉄骨造	8	11
	軽量鉄骨造	1	5
	れんが造 コンクリートブロック造	1	1
	計	12	20

床面積	決定価格	単位当り価格
総数 (イ)	総数 (千円) (ロ)	$\frac{(ロ)}{(イ)}$ (円)
2,518	88,095	34,986
3,496	90,613	25,919
360	7,745	21,514
6,374	186,453	29,252
4,664	195,356	41,886
28,851	1,098,294	38,068
9,794	374,916	38,280
6,487	165,947	25,581
519	17,293	33,320
50,315	1,851,806	36,804
5,052	217,492	43,051
12,539	305,923	24,398
231	4,287	18,558
134	1,928	14,388
17,956	529,630	29,496

第19表 新增分家屋に関する調（補足調査その1）

(2) 木造以外の家屋（その2）

家屋の類	区 分	所 有 者 数	棟 数
	構造別	総 数	総 数
そ の 他	鉄骨鉄筋コンクリート造		
	鉄筋コンクリート造	4	4
	鉄 造	2	2
	軽 量 鉄 骨 造	1	1
	れ ん が 造 コンクリートブロック造	2	3
	計	9	10
合 計		548	198
増築分にかかる数値			

第20表 減少分家屋に関する調（補足調査その2）

(1) 木造家屋

家屋の種類	区 分	所 有 者 数	棟 数
		総 数	総 数
専 用 住 宅		112	151
併 用 住 宅		19	19
農漁家（農家住宅・養蚕住宅・ 漁業者住宅）		25	26
共同住宅・寄宿舍・普通旅館・料 亭・待合		16	16
工 場 ・ 倉 庫		2	3
付属家（酪農舎・蚕室・煙草・ 乾燥場を含む）			
そ の 他		2	2
合 計		176	217

床 面 積	決 定 価 格	単 位 当 り 価 格 (円) (1)
総 数 (1)	総 数 (千円) (2)	(円)
16,173	576,740	35,661
2,003	39,159	19,550
66	1,121	16,985
105	2,923	27,838
18,347	619,943	33,790
9,299.2	3,187,832	34,281

床 面 積	決 定 価 格	単 位 当 り 価 格 (円) (1)
総 数 (1)	総 数 (千円) (2)	(円)
12,235	47,471	3,880
1,526	6,916	4,532
3,517	3,584	1,019
1,504	4,833	3,213
922	3,516	3,813
1,317	4,879	3,705
21,021	71,199	3,387

第21表 減少分家屋に関する調(補足調査その2)

(2) 木造以外の家屋

区分 家屋の種類	所有者数	棟数
	総数	総数
事務所・店舗・百貨店	1	1
住宅・アパート	17	19
工場・倉庫	12	17
その他	4	4
合計	34	41

第22表 家屋にかかる課税標準額等に関する調(補足調査その3)

区分	決定価格 (千円) (A)	法第349条の3または法附則第15条の規定に 法第349条の3の			
		第1項	第9項	第10項	第12項
木造家屋	12,412,336				
木造以外の家屋	27,109,616	4,120			
計	39,521,952	4,120			

区分	法349条の3または法附則第15条の規定による課税標準 法附則第15条の規定によるもの				
	第1項		第8項	第10項	第11項
木造家屋					
木造以外の家屋					
計					

床面積	決定価格	単位当り価格 (円) (イ)
総数 (イ)	総数 (千円) (ロ)	(円)
21	195	9,286
1,213	14,404	11,875
5,086	57,343	11,275
491	3,984	8,114
6,811	75,926	11,147

よる課税標準の特例により減額になる額

規定によるもの

第15項	第18項	第19項	第20項	第22項	第23項	第25項	

の特例により減額になる額

昭和47年附則第8 条第3項			昭和49年附則第 7条第2項	計 (B)	課税標準額 (A)-(B) (千円)
					12,412,336
				4,120	27,105,496
				4,120	39,517,832

第23表 法附則第16条の規定による軽減税額等に関する調(補足調査その4)

区 分		法附則第16条第1項の規定	
		個 数	床 面 積
木 造 家 屋		2,850	183,534
木造以外の家屋		354	18,779
計		3,204	202,313
上記のうち日本住宅公団分にかかる数値			
昭和49年度に新たに軽減の対象となったもの	木 造 家 屋	1,048	64,263
	木造以外の家屋	177	10,235
	計	1,225	74,498
昭和49年度で軽減期間の終了するもの	木 造 家 屋	932	61,103
	木造以外の家屋	97	5,086
	計	1,029	66,189

区 分		法附則第16条第3項の規定	
		個 数	床 面 積
木 造 家 屋			
木造以外の家屋			
計			
上記のうち日本住宅公団分にかかる数値			
昭和49年度に新たに軽減の対象となったもの	木 造 家 屋		
	木造以外の家屋		
	計		
昭和49年度で軽減期間の終了するもの	木 造 家 屋		
	木造以外の家屋		
	計		

によるもの	法附則第16条第2項の規定によるもの			小 計 (A)+(B) (千円)
軽減税額 (千円)(A)	個 数	床 面 積	軽減税額 (千円)(B)	
24,246				24,246
3,361	6,061	319,483	57,537	60,898
27,607	6,061	319,483	57,537	85,144
	2,305	128,274	20,212	20,212
9,916				9,916
2,081	785	43,824	10,623	12,704
11,997	785	43,824	10,623	22,620
6,007				6,007
683	144	7,510	1,106	1,789
6,690	144	7,510	1,106	7,796

によるもの	計 (A)+(B)+(C) (千円)
軽減税額 (千円)(C)	
	24,246
	60,898
	85,144
	20,212
	9,916
	12,704
	22,620
	6,007
	1,789
	7,796

第24表 家屋にかかる段階別納税義務者数および課税標準等の調(補足調査その5)

区 分	8万円未満のもの	8万円以上9万円未満のもの	9万円以上10万円未満のもの
納税義務者数(人)	847	112	139
課税標準額(円)	42,091	9,536	13,213
総床面積	33,248	5,960	7,929

区 分	14万円以上15万円未満のもの	15万円以上20万円未満のもの	20万円以上25万円未満のもの
納税義務者数(人)	104	479	529
課税標準額(円)	14,950	84,104	119,376
総床面積	6,559	29,602	33,476

区 分	45万円以上のもの	計
納税義務者数(人)	10,796	15,492
課税標準額(円)	38,507,684	39,559,923
総床面積	2,392,005	2,666,647

10万円以上11万円未満のもの	11万円以上12万円未満のもの	12万円以上13万円未満のもの	13万円以上14万円未満のもの
92	107	99	88
9,653	12,335	12,411	11,890
5,592	6,524	6,277	5,453

25万円以上30万円未満のもの	30万円以上35万円未満のもの	35万円以上40万円未満のもの	40万円以上45万円未満のもの
558	618	479	445
153,257	199,971	180,087	189,365
35,496	38,204	31,304	29,018

Ⅲ 償却資産に関する概要調書

第2表 償却資産の価格等に関する調

種 類		決 定 価 格 (千円)	課 税 標 準 額 (千円)
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	2,102,482	2,102,482
	機 械 及 び 装 置	18,420,172	17,900,939
	船 舶		
	航 空 機		
	車 輛 及 び 運 搬 具	195,436	195,436
	工具・器具及び備品	5,641,279	5,641,279
	調 整 額		
	小 計 (イ)	26,359,369	25,840,136
法第389条関係	自治大臣が価格等を決定し配分したもの		
	道府県知事が価格等を決定し配分したもの		
	小 計 (ニ)		
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)			
合 計 (イ)+(ニ)+(ホ)			
同上内訳	市 町 村 分 の 額		
	道 府 県 分 の 額		

第1表 納税義務者数に関する調

納 税 義 務 者 数	個 人	5 6 人
	法 人	3 3 4 人
	計	3 9 0 人

課 税 標 準 額 の 内 訳	
法第349条の3又は法附則第15条の規定の適用を受けるもの (イ) (千円)	(イ)以外のもの (ロ) (千円)
	2,102,482
705,869	17,195,070
	195,436
	5,641,279
	25,134,267

第3表 償却資産の価格等に関する調（個人分）

種 額		決 定 価 格 (千円)	課 税 標 準 額 (千円)
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	87,793	87,793
	機 械 及 び 装 置	173,228	173,228
	船 舶		
	航 空 機	521	521
	車 輦 及 び 運 搬 具	59,481	59,481
	工具・器具及び備品		
	調 整 額		
	小 計 (イ)	321,023	321,023
法第389条関係	自治大臣が価格等を決定し配分したもの		
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの		
	小 計 (ニ)		
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)			
合 計 (イ)+(ニ)+(ホ)			
同上内訳	市 町 村 分 の 額		
	道 府 県 分 の 額		

[illegible]

第4表 償却資産の価格等に関する調（法人分）

種 類		決 定 価 格 (千円)	課 税 標 準 額 (千円)
市町 村長が 価格等 を決定 したもの	構 築 物	2,014,689	2,014,689
	機 械 及 び 設 置	18,264,944	17,727,711
	船 舶		
	航 空 機		
	車 輛 及 び 運 搬 具	194,915	194,915
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	5,581,798	5,581,798
	調 整 額		
	小 計 (イ)	26,038,346	25,519,113
法第 389 条関係	自治大臣が価格等を決定し 配分したもの		
	道府県知事が価格等を決定 し、配分したもの		
	小 計 (ロ)		
法第743条第1項の規定により道府 県知事が価格等を決定したもの (ホ)			
合 計 (イ)+(ロ)+(ホ)			
同上内訳	市 町 村 分 の 額		
	道 府 県 分 の 額		

課 税 標 準 額 の 内 訳	
法第349条の3又は法附則第15条の 規定の適用を受けるもの (イ) (千円)	(イ)以外のもの (ロ) (千円)
	2,014,689
705,869	17,021,842
	194,915
	5,581,798
705,869	24,813,244

第5表 市町村長が価格を決定したもののうち法第349条の3又は第15条の規定の適用を受けるものに関する調

適用を受ける 各項の規定別	区 分	決定価格 (千円)(A)	課税標準 の特例率		課税標準額 $(A) \times \frac{(B)}{(C)}$ (千円)(D)
			(B)	(C)	
第1項(変・送電用償却資産)		87,211	10	30	29,070
		173,518	20	30	115,679
第2項(鉄軌道用償却資産)			10	30	
			20	30	
第3項(ガス事業用償却資産)			10	30	
		419	20	30	279
第4項	(新技術企業化用機械等)	360,906	10	20	180,453
	(民生関連機械設備)		10	20	
	(無公害化生産設備)		10	20	
	(廃棄物再生処理設備)		10	20	
	(中小企業等共同利用設備)		10	20	
第5項(鉱工業技術研究組合法適用資産)			10	20	
第6項	(外航船舶)		10	60	
	(内航船舶)		10	20	
第8項(国内路線用航空機)			10	30	
			20	30	
第9項(日本放送協会)		2,190	10	20	1,095
第10項((日本原子力研究所)			10	30	
			20	30	
第11項(重水の製造設備)			10	20	
第12項(動力炉・核燃料開発事業団)			10	30	
			20	30	
第13項(新造車輛)			10	20	
第15項(本四連絡橋公団)			10	20	
第16項(自動車道構築物)			10	30	
			20	30	
第17項(河川事業等に係る鉄軌道用資産)			10	30	
			20	30	
第18項(新東京国際空港公団)			10	20	
第19項(外貿埠頭公団)			10	30	
第20項(路外駐車場)			10	20	
			20	30	
第21項(公害防止施設)			10	30	
第22項(宇宙開発事業団)			10	30	
			20	30	

(市町村 計)

適用を受ける 各項の規定別	区 分	決定価格 (千円)(A)	課税標準 の特例率		課税標準額 $(A) \times \frac{(B)}{(C)}$ (千円)(D)
			(B)	(C)	
法第349条の3	第23項(海洋科学技術センター)		10	30	
			20	30	
	第24項(熱供給事業用資産)		10	30	
			20	30	
	第25項(石油開発公団)		10	30	
			20	30	
	第26項(水資源開発公団)		10	40	
			10	20	
	旧第1項(発電用償却資産)		20	30	
			50	60	
	旧第4項(重要産業用合理化機械)		10	20	
			20	30	
	旧第13項(立体交差化施設)(1)		—	—	
	旧第13項(中小企業合理化機械)(2)	127,672	10	20	63,836
	旧第17項(地下・高架移設)		10	30	
			20	30	
	旧第19項(鉄軌道法における地下道又は は跨線道路橋)		10	30	
			10	20	
法附則第十五条	第1項(日本自動車ターミナル(特))		10	20	
	第2項(自動列車停止装置)		10	20	
	第3項(水素化脱硫装置)		10	20	
			10	30	
	第4項(農山漁村電機施設)		10	30	
			20	30	
	第5項(地中電線路)		10	20	
	第6項(外国貿易用コンテナ)		10	20	
	第7項(原油備蓄設備)		20	30	
	第8項(営業用倉庫の機械等)		10	20	
	第9項(電子計算機)	473,186	20	30	315,457
	第10項(コンテナ埠頭)		10	20	
	第11項(フェリー埠頭)		10	20	
	旧第4項(特定織布商業商工組合)(1)		10	20	
	旧第4項(石炭鉱業合理化事業団)(2)		10	20	
	旧第7項(特定航空機)		10	30	
合 計		1,225,102			705,869

第6表 市町村長が価格を決定したもののうち法第349条の3又は第15条の規定の適用を受けるものに関する調

適用を受ける 各項の規定別	区 分	決定価格 (千円) (A)	課税標準 の特例率		課税標準額 $(A) \times \frac{(B)}{(C)}$ (千円) (D)
			(B)	(C)	
第1項 (変・送電用償却資産)			10	30	
			20	30	
第2項 (鉄軌道用償却資産)			10	90	
			20	30	
第3項 (ガス事業用償却資産)			10	30	
			20	30	
第4項	(新技術企業化用機械等)		10	20	
	(民生関連機械設備)		10	20	
	(無公害化生産設備)		10	20	
	(廃棄物再生処理設備)		10	20	
	(中小企業等共同利用設備)		10	20	
第5項 (鉱工業技術研究組合法適用資産)			10	20	
第6項	(外航船舶)		10	60	
	(内航船舶)		10	20	
第7項 (国内路線用航空機)			10	30	
			20	30	
第9項 (日本放送協会)			10	20	
第10項 (日本原子力研究所)			10	30	
			20	30	
第11項 (重水の製造設備)			10	20	
			10	80	
第12項 (動力炉・核燃料開発事業団)			20	30	
			10	20	
第13項 (新造車輛)			10	20	
第15項 (本四連絡橋公団)			10	20	
第16項 (自動車道構築物)			10	30	
			20	30	
第17項 (河川事業等に係る鉄軌道用資産)			10	30	
			20	30	
第18項 (新東京国際空港公団)			10	20	
第19項 (外貿埠頭公団)			10	30	
第20項 (路外駐車場)			10	20	
			20	30	
第21項 (公害防止施設)			10	30	
第22項 (宇宙開発事業団)			10	30	
			20	30	

(個人別)

適用を受ける 各項の規定別	区 分	決定価格 (千円) (A)	課税標準 の特例率		課税標準額 $(A) \times \frac{(B)}{(C)}$ (千円) (D)
			(B)	(C)	
法第3百四十九条の三	第23項 (海洋科学技術センター)		10	30	
			20	30	
第24項 (熱供給事業用資産)			10	30	
			20	30	
第25項 (石油開発公団)			10	30	
			20	30	
第26項 (水資源開発公団)			10	40	
			10	20	
旧第1項 (発電用償却資産)			20	30	
			50	60	
旧第4項 (重要産業用合理化機械)			10	20	
			20	30	
旧第13項 (立体交差化施設)(1)			-	-	
	旧第13項 (中小企業合理化機械)(2)		10	20	
旧第17項 (地下・高架移設)			10	30	
			20	30	
旧第19項 (鉄軌道法における地下動又は跨線道路橋)			10	30	
			10	20	
法附則第十五条	第1項 (日本自動車ターミナル (特))		10	20	
	第2項 (自動列車停止装置)		10	20	
第3項 (水素化脱硫装置)			10	20	
			10	30	
第4項 (農山漁村電機施設)			10	30	
			20	30	
第5項 (地中電線路)			10	20	
	第6項 (外国貿易用コンテナ)		10	20	
第7項 (原油備蓄設備)			20	30	
	第8項 (営業用倉庫の機械等)		10	20	
第9項 (電子計算機)			20	30	
	第10項 (コンテナ埠頭)		10	20	
第11項 (フェリー埠頭)			10	20	
	旧第4項 (特定繊維商業商工組合)(1)		10	20	
旧第4項 (石炭鉱業合理化事業団)(2)			10	20	
	旧第7項 (特定航空機)		10	30	
合 計					

第7表 市町村長が価格等を決定したもののうち法第349条の3又は第15条の規定の適用を受けるものに関する調

適用を受ける 各項の規定別	区 分	決 定 価 格 (千円) (A)	課税標準 の特例率		課税標準額 (A)× $\frac{(C)}{(B)}$ (D)
			(B)	(C)	
第1項 (変・送電用 償却資産)		87,211	10	30	29,070
		173,518	20	30	115,679
第2項 (鉄軌道用 償却資産)			10	30	
			20	30	
第3項 (ガス事業用 償却資産)			10	30	
		419	20	30	279
第4項	(新技術企業化用機械等)	360,906	10	20	180,453
	(民生関連機械設備)		10	20	
	(無公害化生産設備)		10	20	
	(廃棄物再生処理設備)		10	20	
	(中小企業等共同利用設備)		10	20	
第5項 (鉱工業技術研究組合適用資産)			10	20	
第6項	(外 航 船 舶)		10	60	
	(内 航 船 舶)		10	20	
第8項 (国内路線用 航空機)			10	30	
			20	30	
第9項 (日本放送協会)		2,190	10	20	1,095
第10項 (日本原子力研究所)			10	30	
			20	30	
第11項 (重水の製造設備)			10	20	
第12項 (動力炉・核燃料開発事業団)			10	30	
			20	30	
第13項 (新 造 車 輻)			10	20	
第15項 (本四連絡橋公団)			10	20	
第16項 (自動車道構築物)			10	30	
			20	30	
第17項 (河川事業等に係る鉄軌道用資産)			10	30	
			20	30	
第18項 (新東京国際空港公団)			10	20	
第19項 (外貿埠頭公団)			10	30	
第20項 (路外駐車場)			10	20	
			20	30	
第21項 (公害防止施設)			10	30	
第22項 (宇宙開発事業団)			10	30	
			20	30	

(法人分)

適用を受ける 各項の規定別	区 分	決 定 価 格 (千円) (A)	課税標準 の特例率		課税標準額 (A)× $\frac{(C)}{(B)}$ (D)
			(B)	(C)	
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	第23項 (海洋科学技術センター)		10	30	
			20	30	
	第24項 (熱供給事業用資産)		10	30	
			20	30	
	第25項 (石油開発公団)		10	30	
			20	30	
	第26項 (水資源開発公団)		10	40	
			10	20	
	旧第1項 (発電用 償却資産)		20	30	
			50	60	
法 附 則 第 十 五 条	旧第4項 (重要産業用 合理化機械)		10	20	
			20	30	
	旧第13項 (立体交差化施設)(1)		—	—	
	旧第13項 (中小企業合理化機械)(2)	127,672	10	20	63,836
	旧第17項 (地下・高架施設)		10	30	
			20	30	
	旧第19項 (鉄軌道法における地下道又は は跨線道路橋)		10	30	
			10	20	
	第1項 (日本自動車ターミナル (特))		10	20	
	第2項 (自動列車停止装置)		10	20	
法 附 則 第 十 五 条	第3項 (水素化脱硫装置)		10	20	
			10	30	
	第4項 (農山漁村電機装設)		10	30	
			20	30	
	第5項 (地中電線路)		10	20	
	第6項 (外国貿易用コンテナ)		10	20	
	第7項 (原油備蓄設備)		20	30	
	第8項 (営業用倉庫の機械等)		10	20	
	第9項 (電子計算機)	473,186	20	30	315,457
	第10項 (コンテナ埠頭)		10	20	
法 附 則 第 十 五 条	第11項 (フェリー埠頭)		10	20	
	旧第4項 (特定織布商業商工組合)(1)		10	20	
	旧第4項 (石炭鉱業合理化事業団)(2)		10	20	
	旧第7項 (特定 航空機)		10	30	
合 計		1,225,102			705,869

昭和48年度

第8表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調(補足調査 その1)

区 分	100万円未満のもの	100万円以上110万円未満のもの
納税義務者数 (人)	118	11
課税標準額 (円)	70,056	11,538

140万円以上150万円未満のもの	150万円以上200万円未満のもの	200万円以上300万円未満のもの
5	44	57
7,249	77,984	138,400

計	計 の 内 訳	
	法第389条関係	
	大臣配分分	知事配分分
508		
25,910,192		

110万円以上120万円未満のもの	120万円以上130万円未満のもの	130万円以上140万円未満のもの
14	16	14
16,054	19,795	18,865

300万円以上3,000万円未満のもの	3,000万円以上1億円未満のもの	1億円以上のもの
184	23	22
1,559,971	1,205,562	22,784,718

法第743条関係

Ⅳ 昭和49年度市町村交付金の交付額等に関する調

区 分			個 有 資 産					
			台 帳 価 格 (円)				算定標準 額 (円) (A)	交付金額 (A)× $\frac{14}{100}$ (円) (B)
			土地	家屋	償却 資産	計		
貸付資産	住居に係るもの	$\frac{2}{10}$ の適用があるもの						
		$\frac{4}{10}$ の適用があるもの	39,896	70,836	877	111,609	44,643	625,180
	住宅以外のもの		12			12	12	170
	計		39,908	70,836	877	111,621	44,655	625,350
空港の用に供する固定資産	住居に係るもの	$\frac{2}{10}$ の適用があるもの						
		$\frac{4}{10}$ の適用があるもの						
	住宅以外のもの							
計								
国有林野に係る土地								
発電所・変電所又は送電施設の用に供する個定資産	地方公営企業に係るもの	$\frac{1}{6}$ の適用があるもの						
		$\frac{2}{6}$ の適用があるもの						
		$\frac{5}{10}$ の適用があるもの						
	特定多目的ダムに係るもの	$\frac{1}{6}$ の適用があるもの						
		$\frac{2}{6}$ の適用があるもの						
		$\frac{5}{10}$ の適用があるもの						
		$\frac{1}{3}$ の適用があるもの						
		$\frac{2}{3}$ の適用があるもの						
		特例率の適用がないもの						
	その他のもの							
計								
水道施設等の用に供する土地								
合 計			39,908	70,836	877	111,621	44,655	625,350

公 有 資 産						交 付 金 額 (B)+(D) (円) (E)	前年度の 交付金額 (円) (F)	増 減 額 (E)-(F)
台 帳 価 格 (円)				算定標準 額 (円) (C)	交付金額 (C)× $\frac{1}{100}$ (円) (D)			
土 地	家 屋	償 却 資 産	計					
1,082841	651,702	0	1,734543	346909	4856730	4856730	4856730	0
1,680399	866,172	0	2546571	1,018628	14260790	14885970	14816560	- 69410
0	10065	47,766	57831	57831	809630	809800	1,053260	△ 243460
2763240	1,527,939	47,766	4338945	1,423368	19,927,150	20,552,500	20,726,550	△ 174050

別 表 実 際 免 税 点 に 関 す る 調

区 分	実 際 免 税 点 (円)	法定免税点未満の課税 標準額 (円) (イ)
土 地		
家 屋		
償 却 資 産		

実際免税点未満の課税 標準額 (円) (ロ)	(イ) — (ロ) (円) (ハ)	(ハ) にかかる納税義務 者数 (人)

